

持続的露地野菜産地育成事業のうち、実需者ニーズ型露地野菜産地モデル育成実施要領

(趣旨)

第1条 持続的露地野菜産地育成事業のうち、実需者ニーズ型野菜産地モデル育成（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業では、露地野菜について、ニーズの変化による価格低迷や産地の人手不足等の課題解決を図り、実需者ニーズに応じた契約取引や新たな販売先の確保、新品目の導入等を支援し、農家所得向上と持続的発展が可能な産地づくりに資することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は、別表1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画承認申請は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請に添付する事業実施計画書の様式は、別記第1号様式とする。

(事業実施計画の変更承認申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8号第2項の事業変更計画書、要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は別記第1号様式を準用するものとする。

(関係書類の閲覧)

第7条 知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

(その他)

第8条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月16日から施行する。